

社会福祉法人村上岩船福祉会 障害者支援施設いわくすの里短期入所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人村上岩船福祉会が設置する障害者支援施設いわくすの里（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 前項のほか、新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年新潟県条例第27号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 障害者支援施設いわくすの里

（2）所在地 新潟県村上市上の山2番17号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1人

従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（2）医師 2人（嘱託）

利用者に対する診療及び健康指導と相談並びに医療手当を行う。

（3）看護師 2人

利用者の看護並びに健康管理を行う。

（4）生活支援員 15人

利用者の日常生活上必要な支援や自立した日常生活を営む上で必要な支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

（5）理学療法士 1人

利用者が日常生活を営む上で必要な機能を維持できるように適切な機能訓練を指導及び実施する。

(6) 作業療法士 1人

利用者が日常生活を営む上で必要な機能を維持できるように適切な機能訓練を指導及び実施する。

(7) 栄養士 1人

利用者の栄養管理及び食事に関する業務を行う。

(8) 事務職員 1人

事業所に必要な事務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用者の定員は、3人とする。

(指定短期入所の内容)

第6条 事業所で行う指定短期入所のサービス内容は、次のとおりとする。

(1) 入浴の介護又は清拭

(2) 排せつの介護

(3) 食事の介護

(4) その他の必要な介護

(5) 健康管理

(6) 送迎サービス

利用者の居宅と事業所との間の送迎

(7) 相談及び助言

(支給決定障害者等から受領する費用の額等)

第7条 指定短期入所を提供した際には、支給決定障害者等（法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）から当該指定短期入所に係る利用者負担額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。

3 前2項の支払いを受ける額のほか、指定短期入所において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、支給決定障害者等から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に係る費用

ア. 朝食 1食につき420円

イ. 昼食 1食につき600円

ウ. 夕食 1食につき530円

ただし、食事提供体制加算対象者は、食事代が減免される。

(2) 光熱水費 1日につき320円

(3) 個人専用の家電製品の電気代

- ア. 冷蔵庫 1日につき20円
- イ. テレビ 1日につき10円
- ウ. パソコン 1日につき10円
- エ. 電気毛布 1日につき10円

(4) 日用品費 実費

(5) その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの。 実費

4 前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付する。

5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 サービスの利用に当たって、利用者は次の事項に留意しなければならない。

- (1) サービスの利用に当たっては、他の利用者の迷惑になる行動は慎む。
- (2) 飲酒、喫煙については決められた場所で行うこと。
- (3) 外出する場合は、事前に届け出ること。
- (4) 利用者の心身の状況について必要なことは職員に報告すること。
- (5) 園内において、他の利用者に迷惑になるような政治活動、宗教活動は慎むこと。
- (6) 園内に危険物を持ち込んで서는ならないこと。
- (7) 物品を破損させた場合、弁償させることがある。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

(非常災害対策)

第10条 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第11条 事業所において短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者及び知的障害者
- (2) 障害児

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施
 - (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (秘密保持等)

第13条 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(苦情解決)

第14条 提供した指定短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 3 利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存する。

(日中一時支援事業)

第16条 事業所においては、指定短期入所と一体的に、日中、障害者及び障害児に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための訓練その他の支援（以下「日中一時支援」という。）を行う事業（以下「日中一時支援事業」という。）を実施する。

- 2 日中一時支援事業の利用定員は、第5条の規定に関わらず、5人とする。
- 3 日中一時支援を提供した際（市町村からの委託による場合を除く。）には、障害者及び障害児の保護者から当該日中一時支援に係る利用者負担額（日中一時支援事業につき市町村が定める額をいう。）の支払いを受けるものとする。
- 4 第2条、第6条、第7条第3項から第5項まで、第8条から第12条まで、第13条第1項及び第2

項並びに第14条の規定は、日中一時支援事業について準用する。

(地域生活支援拠点)

第17条 事業所は、地域生活支援拠点として短期入所受入体制を整備する。

附 則 (平23.3.30)

1. この規程は、議決の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
2. 社会福祉法人村上岩船福祉会障害者支援施設いわくすの里短期入所運営規程（平成19年3月28日施行）は廃止する。

附 則 (平23.7.29)

1. この規程は、議決の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平24.1.25)

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平24.12.27)

1. この規程は、議決の日から施行し、平成24年6月1日から適用する。

附 則 (平25.3.25)

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平25.7.26)

1. この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平26.7.25)

1. この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則 (平27.3.27)

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平29.9.27)

1. この規程は、議決の日から施行し、平成29年7月1日から適用する。

附 則 (平30.6.6)

1. この規程は、議決の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平31.3.6)

1. この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令3.4.30)

1. この規程は、議決の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令3.7.28)

1. この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則 (令4.3.9)

1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令4.6.8)

1. この規程は、議決の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令6. 3. 1）

1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令6. 3. 25）

1. この規程は、令和6年4月1日から施行する。